

【相談内容】

No8.橋梁補修工事の足場積算手法について

- ①塗装塗替工事の足場への土木工事積算基準書の適用可否について
- ②鉛を含む塗膜剥離時の足場養生歩掛（「橋梁架設工事の積算」または「見積り」）の採用について

【助言内容】

- ①塗装塗替工事について、国土交通省では土木工事標準積算基準書における主体足場・朝顔・板張・シート張防護工等で積算
- ②鉛を含む塗膜剥離時の足場養生歩掛については、現在、標準歩掛がない事から、積算に採用する歩掛については、各道路管理者が判断
（国土交通省では「橋梁架設工事の積算」は参考資料扱いであるため歩掛見積を採用）